

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・基本的な生活習慣の必要性に気付き、自ら考え行動する実践力を育成する。
- ・自らすすんで挨拶する習慣を身に付けられるよう、教師から「挨拶プラスひと言」に取り組みとともに、児童会によるあいさつキャンペーン等を実施し、指導の徹底に努める。
- ・ふれあい月間には、全学級で道徳や学級活動で、挨拶や適切な言葉遣いの醸成に向けた授業を実施するとともに、「七小の児童会目標」のもと、児童会によるキャンペーン等の取組を実施する。
- ・日常的な関わりや「誰でも相談週間」等の取組を通して教師と児童、児童相互の心のふれあいを深めるとともに、悩みを打ち明け、自らの生命を大切にする意識の涵養を図る。
- ・「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対策委員会を実施し関係諸機関等と連携して、いじめの早期発見・早期対応・早期解決を図る体制を整え、いじめの根絶を目指す。
- ・安全教育・安全指導の徹底に努め、避難訓練やセーフティ教室等を通して、自然災害や犯罪から身を守るために主体的に判断し、行動できる資質や能力を育成する。
- ・アセスを実施して学級における児童の適応感を把握し、集団への適応や児童相互の関わり方、個に応じた学習指導に生かす。

イ 進路指導

- ・将来への夢や希望、成長の実感をもたせるために、「人生の先輩の話」をはじめ外部人材を活用し、望ましい職業観を身に付ける機会を設けるなどキャリア教育の推進を図る。
- ・教育活動全体を通して人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力などの基礎的・汎用的能力を育成するとともに、体験活動を通して自己の興味や関心に気付く機会を設定する。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

- ・校内委員会を適宜実施し、児童が抱える課題を全教員が把握し、個に応じた支援を行う。
- ・教育活動全般を通して「他者の気持ちを考え、共感できる力」「違いを認める力」を育成する。
- ・他者を理解し違いを認めて協働できるよう通常学級と特別支援学級との交流を推進する。
- ・デフリンピックについての学習やボッチャの体験を通して、児童に障害者スポーツについての理解を促す。

イ 帰国児童や外国人児童の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

- ・学級担任と日本語指導員の連携を充実させ、日本語の習得を図る。同時に翻訳機や通訳ボランティア等を活用して外国籍児童の保護者とのコミュニケーションを円滑化する。

ウ 不登校児童への配慮に関わること

- ・スクールカウンセラー等を含め、組織的に対応する体制を整えて指導に当たるとともに、定期的な連絡や家庭訪問、オンライン授業等を行い、登校を促す支援を継続する。
- ・登校した際には、安心して学習や生活ができるよう、常に環境や雰囲気づくりに努める。